

第百十二号議案

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第二条 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「における教育及び保育」の下に「（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を加える。

第十八条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第十八条 幼保連携型認定こども園は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に行い、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実

施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第十九条第一項中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「（満三歳未満の園児については、その行った保育。以下同じ。）」を削る。
第二十四条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。
第二十五条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であつて、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和五年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）等の施行に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。